

東京ラヂエーター製造株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は東京ラヂエーター製造株式会社と称し、英文では TOKYO RADIATOR MFG. CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車用その他各種用途の熱交換器の製造、販売、修理。
2. 自動車用その他各種用途の一般板金製品（非金属製品を含む。）の製造、販売、修理。
3. 各種動力用装置の製造、販売、修理。
4. プレス機械装置、組立機械装置、塗装機械装置および金属熱処理機械装置の製造、販売、修理。
5. 金型、治工具の製造、販売、修理。
6. 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理。
7. 情報通信、情報処理、情報提供サービス、ソフトウェアの開発、販売、賃貸。
8. 陸上貨物運送業。
9. 輸出入手続の事務代行業、倉庫業、梱包業。
10. ビル管理業、警備業、清掃業およびクリーニング業。
11. 教育、スポーツ、駐車場、飲食、宿泊等の施設の運営、管理。
12. 損害保険代理業。
13. 旅行代理業。
14. 労働者派遣事業。
15. 前各号に付帯関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を神奈川県藤沢市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,320万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時招集する。

- ② 株主総会は、本店の所在地のほか、神奈川県川崎市またはこれに隣接する地において招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者)

第 14 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第 15 条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第 19 条 当社の取締役は 10 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第 23 条 取締役会の決議によって相談役および顧問を定めることができる。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第 25 条 取締役会を招集するには、会日より 3 日前に各取締役および各監査役にその通知を発する。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

(取締役会決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法 426 条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、同法第 423 条第 1 項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500 万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(定員)

第 29 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(選任)

第 30 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、定款に定める監査役の員数を欠くこと

となる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会の招集)

第34条 監査役会を招集するには、会日より3日前に各監査役にその通知を発する。

ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関しては、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の規定に定める賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する金額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月 31 日とする。

(中間配当)

第 39 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月 30 日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない場合は、当会社はその支払いの義務を免れる。

②前項の未払配当金には利息をつけない。